

第7 日弁連の基本方針と最高裁との民事司法に関する協議の開始

1 民事司法改革課題に取り組む基本方針

民事司法改革を今後どのようなプロセスで実現するかが、我々弁護士と日弁連及び各地弁護士会に課された課題である。前述の民事司法懇の最終報告書の提言のとおり政府に新たな検討組織を設置されて提言が実現して行くことが望ましい。しかし、民事司法懇の提言を受けて日弁連においては最高裁からの働きかけもあり直ちに政府に新たな検討組織を設ける前に運用や従来の法改正プロセスで実現できるものについてはまず民事裁判を運営する裁判所との間で協議を先行させて実現を図るべきという執行部方針の下、2014（平成26）年3月19日開催の理事会において民事司法改革に取り組む基本方針が決議された。

それによると、①司法アクセスの拡充、②審理の充実、③判決・執行制度の実効性の確保、④行政訴訟制度の拡充、⑤基盤整備の拡充について運用、従来の法改正プロセス（法制審議会等）、政府の新検討組織の3つの方法で実現を目指すべきであるが改革課題を分類、整理し（3つの出口）、適切な方法で実現することを目指すとされた。また、新検討組織については、根拠法令、組織体制、権限、取り上げるべきテーマと順序、検討期間、事務局の派遣体制などについて、単位弁護士会及び関連委員会を含め会内議論を行い、そのうえで改めて新検討組織の設置に向けた働きかけを行うことを決定することになっている。

2 最高裁との協議スキーム

上記の方針が決議された後、日弁連は最高裁と予備折衝を行い運用と従来の法改正プロセスで実現できる課題の内、議論の成熟度が一定程度に達していると日弁連・最高裁が合意した課題について意見交換が行われた結果、協議を行うことが合意され、2014（平成26）年9月から協議が開始された。

協議は、日弁連副会長と最高裁事務総局の局長等で構成される「親会」のもとに4つのテーマに沿って、部会が設置され、それぞれ活発な協議が行われた。

部会はテーマごとにおかれた（「基盤整備」部会、「証拠収集手段の拡充」部会、「判決・執行制度の拡充」部会、「子どもの手続代理人制度の充実」部会）。協議の結果、たとえば、基盤整備部会関係についても、労働審判の支部の拡充（静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部、広島地裁福山支部の3支部、2017〔平成29〕年4月から実施）、非常駐支部である松江地家裁出雲支部での常駐化、静岡地家裁掛川支部、神戸地家裁柏原支部など計5カ所での裁判官の填補回数増加（2016〔平成28〕年4月から実施）に結実した。判決・執行部会関係については、財産開示、第三者照会制度等につき、2015（平成27）年、この点を含む研究会が法務省に設置され、2016（平成28）年9月12日の法制審への諮問（裁判所を通じ、債権者が債務者の預貯金口座を特定できる制度の導入などを中心とする）につながり、法制審は、中間試案を経て2018（平成30）年8月の「民事執行法制の見直しに関する要綱案」を策定するに至った。また、子ども手続部会関係についても、「子ども手続代理人の役割と同制度の利用が有用な事案の類型」について、合意が成立し、日弁連は各弁護士会へ、最高裁は、事務総局から各地家庭裁判所へ文書が発出された。また、証拠収集手段の拡充部会についても所要の成果を収めた。現在は、新たな協議の開始に向けた活動が進められている。

。